

職員の不適切な事務処理の再発防止への取組み
について

国交付金等返納事案について

平成29年6月

秦野市伊勢原市環境衛生組合

はじめに

秦野市伊勢原市環境衛生組合は、秦野市民、伊勢原市民の市民生活に欠かすことのできないごみ処理及び葬祭業務を担うためにそれらの関係施設を管理運営する一部事務組合です。

この度、平成27年度の委託業務において職員による不適切な事務処理が行われたことにより、国交付金及び県補助金を返納するという事態に至りました。

このことは、両市市民の皆様からの信頼を損ねる由々しき事案であることから、原因の究明と再発防止に向けた取り組みについて、早急に取りまとめるよう指示しました。

本年5月、組合内に「国交付金等返納事案に係る対策会議」を設置し、本事案がなぜ起きたのか、どこに問題がありそれを解決するために何が必要なのか、といった視点で調査及び検討を行い、今般、その結果を取りまとめましたので報告するものです。

二度と同じ過ちを繰り返すことのないよう、全ての職員が本事案の本質をしっかりと認識し、今後の事務を進めていく上での教訓としなければなりません。

組合長として、両市市民の皆様にご心からお詫び申し上げますとともに、組合職員の意識醸成と組織としての秩序維持を図り、信用と信頼の回復に努めます。

平成29年6月28日

秦野市伊勢原市環境衛生組合
組合長 古谷義幸

1 再発防止の取組みの作成目的とその経過について

この「職員の不適切な事務処理の再発防止への取組みについて」は、秦野市伊勢原市環境衛生組合（以下「本組合」という。）の課長級以上の職員で構成する「国交付金等返納事案に係る対策会議（以下「対策会議」という。）」において、平成27年度に交付された環境省の循環型社会形成推進交付金（以下「国交付金」という。）及び神奈川県神奈川縣市町村自治基盤強化総合補助金（以下「県補助金」という。）の返納について、事実、原因及び再発防止のための取組みをまとめたもので、すべての職員が今後の業務に活かし、このような事案を再発させないことを目的とするものです。

【対策会議の開催経過】

- (1) 第1回国交付金等返納事案に係る対策会議
 - ア 期日 平成29年5月10日（水）
 - イ 議事
今後の進め方について
- (2) 第2回国交付金等返納事案に係る対策会議
 - ア 期日 平成29年5月25日（木）
 - イ 議事
調査等の進捗状況について
- (3) 第3回国交付金等返納事案に係る対策会議
 - ア 期日 平成29年6月1日（木）
 - イ 議事
懲戒処分の手続きについて
- (4) 第4回国交付金等返納事案に係る対策会議
 - ア 期日 平成29年6月6日（火）
 - イ 議事
再発防止の取組み等について
職員の人事上の処分について
- (5) 第5回国交付金等返納事案に係る対策会議
 - ア 期日 平成29年6月20日（火）
 - イ 議事
再発防止の取組み等について
職員の人事上の処分について

2 事案に係る事実、原因及び再発防止のための取組み

(1) 事実

粗大ごみ処理施設再整備事業の「平成27年度伊勢原清掃工場180t/日焼却施設解体に係る技術支援及び不燃・粗大ごみ処理施設基本構想策定業務委託（以下「本業務」という。）」は、平成27年度において、国交付金及び県補助金（以下「交付金等」という。）の交付を受け実施した。

本業務は、平成25年6月に廃止した伊勢原清掃工場180t/日焼却施設を解体し、不燃・粗大ごみ処理施設の再整備を想定したもので、平成27年6月26日から平成28年3月31日までを業務の期間として契約したものである。履行期限である平成28年3月31日に完成検査を行い、本業務の完成を認め、同年5月25日に委託料を支払うとともに、国交付金は同年3月28日、県補助金は4月28日に交付された。

しかしながら完成検査の時点では、仕様書に定める成果品の一部である「不燃・粗大ごみ処理施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）」の製本品が未納であった。

その後、同年12月5日に行われた県補助金に係る事後調査において、神奈川県から「基本構想の製本品が完成検査後に納入されており、契約期間内に業務が完成していたとは言えない。」との指摘を受け、さらに国交付金を所管する環境省から「経理上不適切である。」と判断され、すでに交付されていた交付金等の交付決定が一部取り消され、交付金等を返納することとなった。これにより、平成29年5月2日に組合議会臨時会を開催し、交付金等に加算金を付して返納するための補正予算案を上程し、議決後の同年5月8日に交付金等を返納し、その後返納金に係る加算金を支払うこととしている。

返納金及び加算金の額

(単位：円)

項目	返納金	加算金	合計
国交付金	2,978,000	363,613	3,341,613
県補助金	4,647,000	524,181	5,171,181
合計	7,625,000	887,794	8,512,794

(2) 原因

ア 法令遵守に関する職員の認識不足

本業務の完成検査に関して、班内事務を管理すべき立場の職員が自らの判断で、誓約書を徴取して成果品の一部を履行期限後に納品させることとし、仕様書に定めるすべての成果品が納品されていないにもかかわらず、内容自体が完成していたことをもって本業務の完成とみなしたことは、法令の理解が希薄であり、本来であれば、変更契約により契約期間を延長した上で、繰越措置を講ずるべきであったが、財務手続き上の認識不足があった。

イ 事務処理過程におけるチェック機能の欠落

基本構想の製本品の納品を保留させたこと、さらにそのことを管理監督すべき立場の管理職職員に報告しなかったことが事態の悪化を招いた。また、検査調書の決裁時には、各職員が成果品の内容を詳細に確認すべきであったが、これが不十分であったことから成果品の一部に未納があったことが見過ごされた。組織内での連絡や報告体制が十分に機能していなかったことに加え、職員によるチェック機能が働かなかった。

(3) 再発防止のための取組み

ア 職員の意識改革とスキルの向上

本組合の運営にあたり、その財源は秦野市及び伊勢原市からの分担金、すなわち両市市民の税金が大半を占めている。職員一人ひとりが、まずはこのことをしっかりと認識し、漫然と仕事を消化するのではなく、市民の負担を軽減するべく、常にコスト意識をもって職務に臨む必要がある。

また、職員は、職務を遂行する上での実務知識や専門知識の獲得、自己の資質の向上に努めるとともに法令や規律の遵守を徹底しなければならず、特に管理職職員は、所属職員を適切に育成・監督・指導するためのスキルを習得しなければならない。そのためには、自己啓発に努めることはもちろんであるが、組織として職員研修等への積極的な参加を促すことも必要である。

イ 検査体制の改善

本組合では、契約の執行を監督する職員と完成検査を行う検査員を同一の課等に属する職員が行っている。このこと自体は契約規則に則した

ものであり運用上の問題はないが、検査の客観性、公正性をより一層確保するためには、客観的な視点による検査の実施が必要と考えられることから、一定規模以上の工事（修繕を含む。）、及び調査、測量、設計に係る委託業務の検査体制について改善を検討する。

ウ マニュアル等の整備

今回の事案では、完成検査の決裁過程において、各職員による成果品の確認が十分に行われなかったことが要因の一つとなった。このことを真摯に反省し、今後の検査事務にあたり職員が当事者意識と責任を自覚し、複数の視点から確認に臨む必要がある。

さらに、完成検査における処理手順やチェック項目をマニュアル化し、統一した適切な検査事務を実行する。

エ 職員相互の情報の共有

今回の事案においては、担当職員の判断により基本構想の製本品の納品を保留させたものの、内容自体が完成していたことをもって本業務の完成とみなしたことについて、職員自身が不適切な事務処理を行ったという認識がなく、よって完成検査及び会計処理を進めたことが交付金等を返納するに至る大きな要因となった。遅きに失するが、職員間でこれらの情報を共有できていれば未然に防げた可能性があったと考えられることから、通常とは異なる事務処理等を行う場合は、組合内の課内会議、課長会議等で情報を共有することを徹底し、職員間の連携を図る必要がある。